

# 大阪府フットサルリーグ 2025 罰則規程

## 第1条 規律・フェアプレー委員会の設置

本大会は、公益財団法人日本サッカー協会「懲罰規程」に則り、規律・フェアプレー委員会を設ける。

## 第2条 登録の不備

- 1) 本大会において登録されていない選手、あるいは、二重に登録された選手が試合に出場した場合、その試合は行わず後日発覚した場合を含めてその試合を没収試合とする。その他の措置は、本大会規律・フェアプレー委員会で協議し、本連盟が決定する。
- 2) 帯同審判員が、関西等も含めて他のチームと二重に登録することは認められない。ただし、レディースリーグや U-18 リーグなど、種別の異なるリーグ戦と登録することは認める。
- 3) 本連盟により認められていない者が、試合中にベンチ内に入るなどの違反を犯した場合は、本大会規律・フェアプレー委員会で協議し、本連盟が決定する。
- 4) 1部リーグにおいて、フットサル3級審判員を帯同審判員として要項指定の期日までに登録しなかった場合、1部リーグ在籍要件を満たさなかったものとし、翌年度2部リーグに自動降格する。また、2部リーグ所属チームも同様に指定の期日までに登録しなかった場合、1部リーグへの昇格要件を満たさないものとし、自動昇格、入替戦への参加権を喪失する。
- 5) 登録については、後日発覚も含めてチームが管理責任を負うこと。

## 第3条 棄権試合

- 1) 試合開始時に競技者が3名に満たなかった場合は、その試合は行わず試合結果は0-5として勝ち点3を減ずる。また、そのことが事前に予想される場合は、本連盟へ必ず連絡をしなければならない。チームの代表者は、その理由を記述した書面を当該試合日より2日以前に本連盟に提出すること。
- 2) 試合途中に一方のチームが試合を棄権した場合、その試合は打ち切れ、試合結果は0-5で棄権したチームの負けとする。但し、それまでの得点者は、そのまま有効とし、懲戒措置についてもそのまま有効とする。また、試合が打ち切られた時点での得点差が5点と同じか多い場合で、棄権したチームが負けていた場合は、そちらを最終結果とし、棄権したチームの得点者は全てオウンゴールとする。

## 第4条 役員派遣等義務違反

- 1) チームに割り当てられた審判、及び、役員等の派遣を怠った場合は、理由の如何に関わらず、帯同審判員については、1名当たり当該チームの勝ち点3を減ずる。審判員証を持参しなかった場合も同様とする。ボールパーソン、記録等の運営委員等については、1名当たり勝ち点1を、本部運営委員については1名当たり勝ち点2を減ずる。但し、繰り返し派遣を怠るチームは、本大会規律・フェアプレー委員会にて協議し、勝ち点の他にさらに追加的罰則を与える場合がある。
- 2) 試合前の設営を担当するチームは、最低5名を8時45分（マグフットサルスタジアム開催時は8時30分）までに派遣し設営準備を行う。派遣を怠ったチームについては、本大会規律・フェアプレー委員会にて協議し、勝ち点の減点などの措置を与える場合がある。

## 第5条 出場停止処分

- 1) 1チームの最大試合数が9試合以下のリーグ戦において、複数の試合で受けた警告が累積で2回に及んだ選手及びチームオフィシャルは、その次の1試合を、最大試合数が10試合以上19試合以下のリーグ戦において、複数の試合で受けた警告が累積で3回に及んだ選手及びチームオフィシャルは、その次の1試合を出場停止とする。また、同選手及びチームオフィシャルが累積による出場停止処分を繰り返した場合には、次の2試合を出場停止とする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分となった場合の2回目の警告は累積に加算しない。
- 2) 試合中に退場を命じられた場合は、次の1試合の出場（ベンチ入り）停止とする。それ以降については、本大会規律・フェアプレー委員会で協議し、本連盟で決定する。

## 第6条 禁止行為

- 1) 本大会実施要項にて規定されている禁止事項、及び、その他の遵守すべき事項を守らないチームには、本大会規律・フェアプレー委員会で協議し、昇格取り消し・降格・除名・その他の措置を取る場合がある。
- 2) 本連盟に対し非協力的、またはリーグ運営に支障をきたす行為を繰り返すチームには、本大会規律・フェアプレー委員会で協議し、昇格取り消し・降格・除名・その他の措置を取る場合がある。

## 第7条 器物の損壊

試合中、練習中を問わず場内外の器物を破損した場合、当該チームにおいて弁済するものとする。故意に器物を破損した場合は、本大会規律・フェアプレー委員会で協議し、本連盟で決定する。

## 第8条 除名

本規程により除名処分となった場合は、以後の試合は行わず、除名チームの不戦敗（0-5）とする。そのとき登録されていた、あるいは除名となる事由に関係する全選手は、当該年度内に他チームへ移籍することができない。さらに、翌年度少なくとも7月1日以降でなければ当リーグへ登録できない。また、除名処分となったチームに、参加費、及び、連盟登録費等は、一切返還されない。

## 第9条 その他

- 1) 本規程に定められていない事項や、不測の事態が生じた場合は、本大会規律・フェアプレー委員会及び本連盟の決定に従うこととする。
- 2) 各罰則規程について、後日事実が発覚し処分された場合、当該事実が発生した日に遡って処分がおこなわれたものとみなす。

## 第10条 施行

本規程は、2025年4月1日から施行する。